

据置定期貯金規定

(令和3年4月1日現在)

1. (貯金の支払時期)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。
- (2) この貯金は、貯金の全額または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (3) この貯金（一部支払いをしたときはその支払い後の貯金残高。以下、同様とします。）の一部を支払うときは、預入日の6か月後の応当日から通帳または証書記載の最長預入期限の前営業日までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限後に支払う場合に最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの貯金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から最長預入期限後の前日まで変更後の約定利率を適用します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) この貯金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (4) この貯金の付利単位は1円として1年を365日として日割りで計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の6か月後の応当日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出して